

平成20年6月5日(木)

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきたいと思
います。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。
私は事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。

なお、本日は、マスコミ等の取材希望がございますので、よろしくご了承の上、お願
いいたします。

本日の議事につきましては、建築分科会に準じまして、プレスを除きまして、一般には
非公開とさせていただきます。

議事録は従来どおり委員のお名前を伏せた形で、インターネット等において公開するこ
とといたしたいと存じますので、ご了承いただきたいと思
います。

初めに、本日の会議が成立するかどうかでございますが、委員及び臨時委員の3分の1
以上のご出席をいただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条によりまして、本
部会が成立しておりますことを、まずご報告申し上げます。

それでは、最初に資料の確認をさせていただきたいと思
います。お手元の資料、最初の
議事次第の下に、配付資料がございます。資料は1から8までございます。通し番号を振
ってございますので、ご確認ください。参考資料として、委員名簿と認定制度という2つ
の参考資料があるかと思
います。もし不足がございましたら、事務局のほうお申し出いた
だければと思
います。よろしいでしょうか。

それでは、まず開会に先立ちまして、このたび新たに委員にご就任いただきました皆様
方のご紹介をさせていただきたいと思
います。

【委員紹介省略】

それでは、冒頭でございますが、〇〇からごあいさつ申し上げます。

【事務局】 どうも〇〇でございます。

きょうは、〇〇分科会長、基本制度部会長を兼ねていただいておりますが、をはじめ、
諸先生、ありがとうございます。

建築分科会には、17年11月17日の構造計算書偽装事件の公表以来、大変タイトな、

しかも稠密な作業をお願いしております。改めて御礼申し上げます。

その耐震偽装事件を受けて、基準法の改正が行われまして、昨年6月20日に施行されて、ご案内のように大幅な建築着工の落ち込みを示しました。いろいろご支援を賜りながら、さまざまな手を打ってきた結果、大分解消しつつございます。

ちなみに、昨年9月が底でございましたが、直近4月の着工数は9万8,000戸、これは住宅でございますが、年率換算115万戸というようなことで、住宅あるいは確認申請とも、対前年同月比でいえば、1けた台のマイナスと、こういったことでございます。

住宅についていえば、そういった確認関係の問題は少しずつ解消してございますが、現在の市場の動向とか、建材の値上がり、所得の伸び悩み、あるいはサブプライムローン問題の影響と、こういったことがあって、なかなか厳しい状況が続くかと思いますが、少なくとも建築基準法の問題が原因で、そういった落ち込みが起こらないように、さらに最善の努力をしていきたいと思っています。

加えて、この場でご審議を賜りました建築士法の改正、これが来年5月に構造設計一級建築士等の関与が義務づけられる。さらに加えて、来年10月に瑕疵担保法が施行される。こういった、うっかりすると、改正建築基準法の轍を踏むようなことの起こり得る施行が控えておりまして、こういったことについても基準法施行の反省を踏まえて、想像力をたくましくして、徹底した周知あるいは研修等を実施してまいりたいと、こう思っております。

今国会でございますが、いわゆる地球環境問題を受けた省エネ法の改正、これが成立しました。この中で特に現場の建築数に影響するのが、従来届け出対象が2,000平米以上だったもの、これが300平米以上になります。今言ったような状況でございますので、この施行については22年4月、約2年後、こういったことでございますが、これも現場の混乱がないように、一連の法改正の施行とあわせまして、しっかりとした準備をしていきたいと思っています。

また、200年住宅、これも長期優良住宅の普及の促進に関する法律というものを、今国会に提出してございます。会期末になりまして、この国会で成立するかどうかは微妙なところでございますが、最善の努力を惜しまず準備してまいりたいと、こう思っています。

さて、本日のメインのテーマでございますが、昨年来、防火材料とか耐火構造のさまざまなトラブルが生じてございます。ニチアスあるいは東洋ゴムの不正事件、これは論外でございますが、それをきっかけとして、防耐火材料等1万3,000件の認定がござい

が、こういったものについて自主調査をお願いした。その結果でございますが、今、再調査しておりますが、50社、130件で若干疑義がある。加えて、並行して行っていますサンプリング調査、これを全体で160件程度をやる予定でございますが、その中で十分な性能のなかったものは2件が見つかった。かなりゆゆしき事態でございますが、こういったものをどうやって防いでいくか、再発防止するか、こういったことが本日お願いするメインのテーマでございます。

加えて、こういった防耐火材料以外にも、エレベーター、これはほんとうに悲惨な事故がございましたが、その一連の流れの中で十分な性能を維持しない、いわゆる金属が使われておったと、こういったこともございました。そういったことについても、引き続き検討いただきたいと思います。

今、申し上げましたのは2つでございますが、よく考えてみると、これだけ複雑な建築行政、その中で確認とか検査とか、あるいは認定とか告示とか、こういったものがすさまじい数で動いているわけでございまして、これだけ複雑かつボリュームのある建築行政のマネジメントをどうしていくかということが、多分本質的な問題だと思っております。

今回の2つのテーマをまずは先行的にご審議いただいた上で、そういった審議の成果を踏まえて、さらに加えて総合的な建築行政のマネジメントのあり方についても、将来この場でまたご議論を賜りたいと思っておりますので、そんなことを申し上げると、まだあるのかというようなことで、うんざりされるかもしれませんが、ぜひ分科会長以下、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

【事務局】 それでは、以降の議事運営につきまして、〇〇部会長、よろしくお願ひいたします。

【部会長】 〇〇でございます。本日は委員の皆様、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、社会資本整備審議会建築分科会第14回基本制度部会を開催いたします。

本日は昨年12月19日以来の開催となります。今、局長からご説明がございましたように、きょうは議案が2つございます。1つが、改正建築基準法の施行状況。2つ目が、防火材料等の認定に関して、幾つか不正事案がございまして、その対策の検討という2つでございます。

それでは、最初の議題でございます改正建築基準法の施行状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 ○○です。座って説明させていただきます。

まず、資料1をごらんください。構造計算書偽装問題で明らかになった課題への対応でございます。真ん中、建築基準法等の一部改正、右上、建築士法等の一部改正、さらには特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律、3つの履行措置を相次いで公示させていただきました。その施行状況と準備状況等についてご説明したいと思います。

資料2をごらんください。

まず、改正建築基準法の施行状況でございます。建築確認の現場が大変滞ってしまいまして、私どもも重く責任を受けとめておるところでございます。数々の円滑化対策を打ってまいりましたが、この間の推移を、住宅着工の全体数を代表例にとりてご説明したいと思います。

真ん中のグラフになりますけれども、折れ線グラフ、丸ポチが住宅着工の全体戸数でございます。6月には駆け込みがあつて増えました。7月から落ちまして、9月が対前年同月比マイナス44.0ということで、底でありました。それから着実に増えてまいりまして、ことし1月に入つてからは、対前年同月比が大体1けた台と、マイナスが1けた台ということで、その後推移してきているところがございます。4月にはマイナス8.7%で、9万7,930戸、この数字は改正法施行後、一番大きな数字となっているところがございます。

めくっていただきまして、2ページをごらんください。4月の着工統計を少し詳しく見てみたものがございますが、持家から分譲住宅、うちマンションに至るまでごらんいただきますと、給与住宅は月々のぶれが大きいので置いておきますが、分譲住宅のうちマンションというところがマイナス10.7%ということで、一番成績が悪くなっております。やはり市況の影響、金融環境とか鋼材が値上がりしているとか、分譲マンションの販売在庫が非常に積み上がっているとか、そうした事情も影響しているのかなと分析しております。

年率換算戸数ですが、115万1,000戸でありまして、これは過去5年度間の着工と比べておりますけれども、平成14年度がちょうど115万戸ぐらいの水準でありまして、その辺の水準ということでございます。

続いて、3ページをごらんください。3ページは建築確認がおりた件数でございます。着工と類似した動きをしているんですが、ここでごらんいただきたいのは、一番下の適判合格件数の推移というグラフであります。これは例の構造計算適合性判定、ピアチェック、二重チェックの件数、合格件数でございます。ここに来て、2,000件を超えたあたりで推移をしております。月間2,000件であります。

この件数というのは、改正法施行当時に推定いたした数字よりは、かなり低い数字となっております。その原因でございますけれども、このピアチェックの対象としている構造計算というものが、いわゆる2次設計以上の高度な構造計算の建築物ということになっておりますけれども、例えば壁の量、柱の量、これを増やすことによって、2次設計ではなくて、簡単な1次設計で済ますことができる。鉄骨造ですと、柱の間隔を狭くすることによって1次設計で済ますことができるという、そういう選択ができる一定範囲がございます。そうした範囲において、2次設計ではなくて、1次設計で、簡単な設計で済ますことによって、ピアチェックにいかないで済むというような、そういう選択をされている例が見受けられるようでございます。

続きまして、資料の3をごらんください。資料の3は手続円滑化の取り組みでございますけれども、6月20日以降、情報を現場にきめ細かく提供するとか、構造設計者を技術的に支援するといった取り組みを逐次追加してきております。

建築の工事というものが、タイムラグを持って、いろんな職種のほうに順次わたっていくわけですが、中小事業者におきまして、資金繰りが非常に厳しい問題がございます、中小企業庁の協力を得まして、金融上のセーフティネット、セーフティネット貸付、またセーフティネット保証の措置をその後、講じているところでございます。取り組みにつきましては、詳細については、説明を省略させていただきます。

続きまして、資料4をごらんください。第2段であります建築士法等の一部改正法の施行準備状況につきまして、ご説明いたします。

建築士法につきましては、基準法と両輪ということで、今回は建築士の資質、能力の向上のための定期講習の義務づけとか、また、2番目にあります構造設計一級建築士、設備設計一級建築士という専門分化に対応した資格の創設でありますとか、また、次のページをめくっていただきまして、設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示のための制度の充実といったことを図っているところでございます。

その施行スケジュールでございますが、3ページをごらんください。建築士法等の一部を改正する法律の施行スケジュールで、まず2つ目ですけれども、ことしの5月28日ですけれども、いわゆる準備行為の施行をいたしております。これは指定登録機関の申請・指定とか、登録講習機関の申請等の準備ということで、次の11月28日に本体の施行が行われるわけですが、そのときに指定登録機関、事務所の登録とか、建築士の登録の機関がちゃんと用意ができていますと、また、講習の機関が用意ができていますという形に

持っていくための準備行為をスタートさせているところでございます。

注目していただきたいのは、点線で囲んでいますみなし講習の実施というところでありまして、構造設計、設備設計一級建築士が必要な数だけ確保できることが、円滑な施行のポイントになってまいりますので、このみなし講習というのは、法律が施行される前に実施される講習ですけれども、法施行後に法定の講習とみなすという、そういう仕組みに基づく講習でございます。これをしっかりと実施していくということが、ポイントになってまいります。

11月28日に本体の施行で、来年の5月27日ですが、構造一級、設備一級が、一定の建築物について関与の義務づけということになるわけでございます。

次の4ページをごらんください。今の周知の状況でございます。まず、改正建築士法全般につきましてホームページを設置して、周知を図っておりますし、関係団体からなる新・建築士制度普及協議会を設立いたしまして、それぞれの立場で周知を図っていただいているところです。

パンフレット等を全建築士事務所、13万事務所に郵送配布する等を取り組んでまいります。

構造・設備一級に関しまして、先ほどのみなし講習の状況ですけれども、これまでの取り組みということで、6月から実施いたしますが、現在、構造一級につきましては、約1万2,000人の申し込みがございました。設備につきましては、5,000人の申し込み状況でございます。

4ページ一番下にありますように、技術者の不足が懸念される地方部においても、確保されました構造・設備一級建築士をあっせん、紹介するサポート体制等を整備していく所存であります。

5ページをごらんください。建築士試験の受験資格につきまして見直しを行います。学歴要件、これまでは何々建築学科ということで、そのまま学歴要件があったわけですけれども、そこで教える科目の中身を指定するということになってございます。現在、高校等も含めて3,000ぐらい教育課程が全国にあるわけですけれども、配達証明の郵便を送りまして、また返事が返ってこないところには、電話で再度確認をするなど、徹底した周知を図りながら、全国7都市において説明会を実施したところでございます。文部科学省等にも協力をお願いして、周知徹底を図っているところです。

最後の4番の業務報酬基準の見直しでございますが、これは設計・工事監理における標

準的な業務量を定めながら、それに対応した人工数、人、日を定めるものでございますけれども、告示1206号でございます。現在、建築士事務所に対しまして、業務実態、業務量の実態調査を実施しているところでございます。今後、告示改正案を秋ごろにまとめまして、パブリックコメントをしたいと考えてございます。

雑駁ですが、以上でございます。

【事務局】 ○○でございます。座って説明させていただきます。

私のほうからは、資料5につきまして説明をさせていただきます。資料5、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行状況でございますが、恐れ入りますが、2枚めくっていただきまして、まず最初に3ページ目のスケジュールをごらんくださいませ。横に表になってございますが、ご案内のとおり、一番左にございますように、履行確保法の公布は平成19年5月30日にさせていただきましたが、その後、必要な政省令等を整備いたしまして、保険法人と紛争処理に係る部分のみが、ことしの20年4月1日から施行しております。一番右側にございますように、完全施行は来年10月1日からでございますけれども、21年10月1日以降に引き渡される新築住宅につきましては、ご案内のとおり、供託あるいは保険に加入していることが義務づけられることとなります。

ここに20年4月1日でございますが、保険法人と紛争処理に関する部分のみ先行してあります理由は、本法の普及・啓発上、最も力を入れている部分でございますので、ここで簡単にご説明を申し上げます。一番右にございますが、完全施行いたしますと、供託もしくは保険への加入が義務づけられるわけでございますが、実際に保険に入ろうといたしますと、工事の施工中に保険法人によります現場検査が必要となります。そうしますと、住宅供給業者の方々には、原則として、引き渡しまでではなくして、住宅の着工までにここで指定されました保険法人に対しまして、保険の申し込みをしておく必要がございます。

したがって、平成21年10月1日以降に引き渡される予定の住宅、すなわち本法に基づきまして、履行確保措置が保険等を義務づけられる新築住宅でございますが、そういった住宅に対しまして、工事着工前の保険申し込みが可能となるよう、保険法人やその保険業務に関する部分は、先行してことしの4月1日からの施行としたものでございます。したがって、平成20年4月1日、完全施行時期でございます平成21年10月1日というのは、この時期のずれというのは、住宅の建設の工事期間を考慮したものでございます。

恐縮でございます、1ページにお戻りください。1ページ目の2でございますけれども、

保険法人につきましては、大臣指定が必要となりますが、(1)にございますように、現在、既に6法人から申請がなされておりまして、(2)にございますように、そのうち2法人、財団法人住宅保証機構、株式会社住宅あんしん保証につきましては、先日5月12日に指定を行ったところでございます。今後も要件を満たした法人につきましては、逐次、指定をしていくことになる予定でございます。

2ページ目をお開きください。そこに法律に關します普及・周知活動について書いてございますけれども、ご案内のように、履行確保法の円滑な施行のためには、住宅供給業者の方々、住宅購入を予定されている方々に内容を十分に理解していただくことが不可欠だと考えております。したがって、徹底した普及啓発措置を講じているところでございますが、その①、②にございますように、既にさまざまな機会や手段を活用いたしまして、説明会の開催、パンフレットの配布、(2)②の途中にございますように、既に現時点で190万部ほどのパンフレットを配布しております。

さらに今後でございますけれども、②の最後のところでございますが、建設業者、いわゆる新築住宅をつくられる建築一式の方々などでございますが、建設業者26万社、宅建業者13万社に対しまして、個別にパンフレットなどを送付させていただきまして、注意喚起をする予定でございます。

さらに一番最後④でございますが、こうしたPR活動が、住宅供給業者の方々もしくは消費者の方々に、ほんとうに理解していただいているかどうかにつきましても調査しつつ、意味のある、効果のある普及啓発活動を行う必要があると考えておりまして、そういった理解についての浸透度調査を、アンケートなどを使いまして適宜行いまして、ほんとうの意味での周知を図っていきたいと考えております。

一番最後の4ページ、時間の関係上、内容は割愛させていただいておりますが、左側に対象業者の方々、購入者の方々、建築士の方々、専門工事業者の方々と、また、上のほう、横でございますが、広報していく方法、説明会、パンフレット、マスメディア、こういったあらゆる方法、あらゆる手段、機会を通じまして、徹底した普及・啓発活動を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に關しまして、ご意見、ご質問がございましたら、発言をお願いいたします。

〇〇さん、どうぞ。

【委員】 〇〇でございますが、先ほど〇〇課長の発言の中で、1次設計で済ますケースが多いのではないかという話でしたが、200年住宅とか、建物を永く使うことが求められる時代になって、将来の変化に対応可能なようにできるだけフレキシブルにつくっておく必要があるのに、使い勝手を犠牲にしても1次設計でいけるような設計を強いられるような状況が、私どもの3月の時点での会員へのアンケートでわかったんですけども、こういったことに対して、そのまま様子を見守るのか、何か手を打たれるのか、その辺ひとつお聞きしたいことがございます。

【事務局】 1次設計だけで済ます、さらに2次設計までいって、さらに合理的な設計をする。これは選択可能になっているわけですがけれども、2次設計に自信を持って進んでいかれるように、構造設計者の皆さん方に対して、構造計算の研修、こうしたものを定期的にやっていくことが大切だろうなと思っています。そういう意味では、事務所協会のほうにもぜひ協力をいただきながら、そうした地道なというか、着実な取り組みもやっていきたい。

また、もう一つ、きょうご紹介しませんでしたけれども、図書省略大臣認定制度というものがございまして、あらかじめ一定の設計ルールに基づいて行った建築物について、2次設計と同等の設計をやれるように、同等の建築物ができるように、一定の設計ルールを決めているんですけども、そうした方法を鉄骨造、沖縄に限定されておりますけれども、RC造を認定いたしました。

こうした簡便な方法をとることによって、ピアチェックにはいかないけれども、2次設計と同等の建築物ができるというやり方も行っておりますので、それも有効に活用していただきたいと思っております。

以上です。

【部会長】 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

【委員】 〇〇ですけども、資料4のご説明について、この法律の施行を円滑にするために、みなし講習制度を実施していただいて、体制を整備していただくということは非常にいいことだと思います。

資料4の4ページのところに、現在申し込みの数が構造関係で1万2,000人、設備関係で5,000人と出ておりますけれども、予定されているというか、これだけあれば実際

の審査が大丈夫だろうというものに対する、この人数というのは、どんな感じですか。5割なのか、3割なのかと、そういう意味で教えていただければと思います。

【事務局】 構造につきましては、ピアチェック対象の建物が基本的に構造一級の対象になってまいりますけれども、現在2,000ちょっとですが、年間に直しますと、2万5,000とか3万とか、そのくらいの巡航速度になるのかなと思っています。なかなか推計が難しいんですけれども、それに対して、全体として4,000人から5,000人が確保できれば、全体としていいのかなと。

設備については、建物の大きさが3階以上かつ5,000平米以上ということですが、大体2,500棟ぐらいが年間にあります。それに対して、1,500人から2,000人ぐらい、そのくらい確保できればと試算しているところです。

【委員】 ありがとうございます。

【部会長】 ありがとう。

これは講習会を受けても、試験を通るかどうかわからないですね。

【事務局】 はい。

【部会長】 だから、今、〇〇課長がおっしゃったのは、そのくらい試験を通してほしいということですね。

【事務局】 はい。

【部会長】 だから、結構難しいですから、講習会は受験勉強を大いにやっていただきたいと、私は個人的に非常に思っております。

どうぞ、〇〇委員。

【委員】 〇〇です。

資料4の5ページ、業務報酬基準の見直しというところに、ここに書いてある1206号の見直しの実施とありますけれども、今度は人口で決まると聞いています。例えば工場なら工場で、人口が10人なら10人と決まります。それが1とします。そうすると、1は原価です。そこに会社の経費を2倍なり、3倍なりして行って、会社の経費が乗るわけです。そうすると、1206号で決められた基準の1というものから、少しでも下がると、それはダンピングになるのか、どうなのかということをお聞きしたいのと、この1206号を正しく守る法制化というのがないと、今までどおりとんでもないダンピングが出てきたり、設計料はただですというのが大っぴらに出てくるわけです。この1206号を正しく守るといふ、そういう法案はお考えになっているんでしょうか、どうなんでしょうか。

か。

【事務局】 1206号の位置づけですけれども、大臣が事務所の開設者にお示しすることができる業務報酬の基準と、お勧めする基準と、こういうふうになっております。したがって、これが義務ということでは決してなくて、あくまでもこれを参考にして、市場の中で、契約の中で決められていくということですが、当然1206号を尊重するという、そういう啓発といいますか、周知活動ということは大切だと思っております、特にお施主サイド、クライアントサイドに対する啓発、情報提供ということが大切だと考えておりますので、それに対してしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

今回は特に意匠とか、構造とか、設備とか、そういうふうに分けて、業務報酬基準を構成することにしておりますので、より業務実態を反映した形で構成することができるようになりますのでございます。

【委員】 ちょっと最初、マークが入って……。

【部会長】 簡単をお願いします。

【委員】 そうですか。わかりました。

【部会長】 ○○先生、その議論はさんざん……。この建築部から下に基本制度部会がございまして。その下に業務報酬基準のワーキングがあって、○○先生に座長でやっていただいて、○○さんも委員だったですね。さんざん議論しまして、細かいことは言いませんけど、あんまり国が強制力を持っていると、独禁法にひっかかるとか、別の経済システムがございまして……。

【委員】 わかりました。

【部会長】 大分議論して、一応この結果が出ておりますので、よろしく。

【委員】 わかりました。

【部会長】 それでは、次の議題に移ってよろしゅうございますか。

それでは、2番目の建築材料等の品質確保のための制度の再点検について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、まず資料6と、申しわけございませんが、参考資料2というものを開きいただければと思います。

先ほど局長のほうから話がございましたけれども、実は昨年の秋にニチアス株式会社のほうから不正事件があったという報告がございまして、それ以降、ここにもございまして、自主調査をし、サンプル調査を実施しているという状況にございます。

試験をして、壁であれば、裏側に火が通らないとか、温度が上がらないというようなことを判定項目にしております。

これだけ大きな試験装置が必要なものですから、今のところ、この関係の性能評価機関は、下にもございますとおり、6機関しか今のところ日本にはないということになっているわけであります。

こういった試験をしてやるということですが、資料6のほうにまた戻っていただきまして、まず、どういったことが不正として行われたかというのが、資料6の2ページ目をお開きください。まず、ニチアス社でございますが、ニチアスの関係で一番数が多かったのは、2ページの下にございますが、これはいわゆる軒裏をという部分でございます。図だけでわかりづらいかもしれませんが、木造の住宅ですと、屋根がおりてきて、壁との取り合いのところの裏側と言いましょか、屋根の裏側の部分を軒裏と言いまして、ここから火にあぶられて、火が入って延焼するということがあったものですから、ここにも防火規制がかかっているわけであります。

実はここの部分の構造を試験をするときに、不正をして、認定を取得してしまった。どういう不正かと言いますと、もともとここは一定の含水率にしろということ、基本的には乾燥状態で試験をしなければいけないんですけれども、ここに少し塩化カルシウム水溶液というものを含ませまして、含水率を通常の3倍とか4倍ぐらいのものにして受けていたというようなこととか、塗料の量を少なくして、いわゆる燃えやすい材料の塗料を少なくするとか、そういったような不正をして、実験をして、合格をしていたというものでございます。

これらが軒裏と壁の部分がございます、全部で20件ございました。これらは全部指定を取り消ししまして、今、改修をしております。3ページ目の下にございますとおり、当初4万件ぐらい調査対象がございましたが、今のところわかっておりますのは、約1,000棟が基準法違反のものがございまして、約300棟ぐらいが改修済みという状況にございます。

4ページ目が東洋ゴム。これはニチアスのこういう報道を受けて、東洋ゴムのほうも社内でもこういう事実が発覚したということで、報告があったものでございまして、これについてはちょっとわかりづらうございます、これはどちらかという材料でございます。先ほどご説明しました防火材料の関係でございまして、いわゆる有機系の発泡した樹脂を、両方から亜鉛メッキ鋼板で挟んでいる、サンドイッチパネルと言っているものでござい

すが、よく住宅の外壁なんかに使っているものが多いと思います。こういったものについて不正をしていた。

どういう不正をしていたかと言いますと、真ん中の樹脂のところの水酸化アルミという熱を加えると、加水分解というか、水が出てきまして、これで熱、温度の上昇を抑えるような特質がございまして、それを含浸させていて、いわゆる温度上昇を抑えていたというような不正をしていたというものでございます。これも、これを使った材料と、同じようにこの材料を使用した壁の使用がございまして、これら6件の指定を取り消しをいたしました。

基準法に適合しないものが140棟ございまして、今20棟ぐらいが改修済み。工場、倉庫が多いと聞いておりますが、今これらの改修をしているということでございます。

次が6ページでございます。これは、こういった不正事件を受けまして、まず私どもが対策として考えましたのは、全認定企業に対しまして自主的に調査をしてくださいという依頼をいたしました。これまで認定したものが約1万4,000件でございます。会社の数で言いますと、下にございますけれども、1,788社でございます。昨年11月に郵送いたしました、そのうち130社は既に倒産をしているとか、所在していないと、届かないというようなものでございまして、残りの1,658社から報告がございました。

調査いたしましたのは、いわゆる不正事件がなかったかどうか。性能評価書自体を何か改ざんをしているようなことがなかったか。認定を受けたものと違う仕様で、今、販売していないかどうか。この3点をお聞きいたしました。これは社内で担当者にヒアリングなどをして、お答えくださいというような形で実施をしたというものでございます。

7ページ目でございますけれども、その結果がございまして、全部で1万3,965件のうち、いわゆる倒産等をしている会社を除きまして、1万3,541件、報告がございました。そのうち、いわゆる疑義があるというものが130件、50社からございました。

まず、(1)の異なる試験体で受けた、不正事件と言えるかどうかわかりませんが、少なくとも認定したものと違う試験体で受けていたというものが5社、12件ございまして、そのうち1件は、改めて試験をして性能が確認されましたが、それ以外の11件については、もう実績もないということで、取り消し処分をさせていただいております。

(2)の性能評価書の改ざんというものはございませんでした。

(3)のいわゆる違う仕様で販売していた、認定とは違うもので販売していたというものが46社、118件ございました。このうち販売仕様で試験をしてくださいということ

をお願いしております、今のところ56件については、性能が確認されております。35件については、まだこれから試験をするという状況になっておりまして、残念ながら、性能がなかったというものが18件ございました。ただし、1件は使用実績がないということで、取り消しをすることになると思いますが、問題は③にございます17件は、使用実績がございまして、いわゆる性能もないということが確認されたということで、これらの表が9ページ、10ページにございますので、後ほど見ていただければと思います。

これらについては、使用されたものすべてについて、基準法違反がないかどうかを確認した上で、問題があれば、改修をしていただくということになります。こういった状況にあるということでございます。

ちょっと飛びまして、11ページをお開きいただきたいと思います。実は自主調査と同時に、自主調査だけでは必ずしも適切な回答をいただけない可能性もあるということで、あわせて私どものほうで市場から材料を買ってまいりまして、試験をするというサンプル調査を別途やっております。これは全数をやれば一番いいんですけども、なかなか数も多うございますので、防耐火構造が大体五、六千件ございますので、その1%の60件、防火材料も五、六千件ございますので、2%ぐらいの100件ぐらいということで、160件ぐらいを対象にしまして、市場から調達した材料を私どものほうで試験体をつくって、試験をするということを実施しております。

調査状況でございますが、今のところ、この試験をして合格というものが32件ございます。試験をして1回だめで、メーカーの立ち会いのもとで2回目の試験をいたします。2回目も不合格といった場合には、これはもう完全にだめだという判定をしておりますが、そういった手続を経て、性能がないというものが2件確認されました。11ページの下にございますとおり、2社ございまして、これらについても認定を取り消しいたしまして、今、改修を実施していただいているということでございます。

これから、また逐次このサンプル調査につきましては、大体7月ぐらいまでに終わらせたいということで、今やっておりますので、数は変わろうかと思いますが、こういう調査をしているということで、自主調査、サンプル調査も含めまして、かなりの数で問題があるものが市場に出回っているということが明らかになってきたということが、まずこの防火の関係でございます。

次が、資料7でございます。これはいわゆるエレベーターに使用します材料を、もともと予定していた材料等よりも低い強度の鋼材を使っていたというものでございまして、エ

エレベーターの枠を支える部分とかに使っている材料でございます。

もともと事の発端は、表の1番目でございますフジテックという会社から、社内で調査した結果、ここでございますけれども、約1万三千数百台のエレベーターとエスカレーターで、もともと使おうとしていた材料よりも、弱い材料が使われているという報告がございました。このうち560台ぐらいで強度不足があるというおそれがありますよという報告が、去年の7月ございました。

これを受けまして、私どもは、まず早急に問題があるというものについては補強しないと、補強するまでは、いわゆる定員を少し少なくして安全対策をしてくださいと。それ以外のものについても、きちんと強度計算をして、もう1回チェックをしてくださいというお願いをしました。これらについては、すべて改修も含めて、一応フジテックについては、ことしの5月26日にすべて完了したということになっております。

このフジテックのものを受けまして、実はそれ以外のメーカーもあるのではないかとということで、日本エレベーター協会を通じまして、これは自主調査でございますけれども、調査をお願いしたところ、次の日立、三菱、東芝という大手エレベーターメーカーでも同じような違う鋼材が使われていたということでございまして、これらについては、幸いなことに、強度上不足しているものはなかったということで、これもすべて確認をしております。

次の大澤工業は、自主的な調査の中で報告があったというものがございしますが、これも同じようなもので強度の問題はなかったということです。

今、検証中のものが、一番下でございます大同工業ほか7社も同じような状況があるということで、これはまだすべて改修まで至っておりません。今、実施中ということでございます。こういったような強度の問題が起こっていたということでございます。

資料8を見ていただければと思いますが、こういった問題がございしますので、基本的に少し認定の仕組みと材料の使用の品質管理と言いましょか、法的なチェックの問題というものを、もう少しきちんと制度面で手当てしていかなければいけないのではないかとということで、今後これらについて、この部会でご議論をいただきたいと考えております。

2ページ目でございますが、まず、防火の関係がかなり緊急の問題になってきているということもございしますので、できれば、基本制度部会の中に防耐火認定小委員会というものを設置していただきまして、3ページでございますけれども、いわゆる不正事件の防止をどうするか、これは試験場で今回、残念ながら不正事件を見抜けなかったということで

ございますので、そのチェック体制をどうするかということについてご議論をいただきたい。

認定をした後に、認定と違うものを販売するということが、かなり多数見受けられましたので、やはり販売されているものをどうチェックしていくか。例えば、継続的に市場からやっぱり抜いてきて、サンプル調査をするというようなことも考えなければいけないのではないかとということで、そういったような方法をどうすればいいかということ。

こういった不適切な事案に対しまして、やっぱり行政的な処置をしなければいけない、取り消しとか、いろんな改善指示をするということについて、法的にどういうルールをつくっていくかというようなことについて、早急に制度面の手当てが必要ではないかということで、小委員会を設けていただいて、ご議論いただければと思います。

つきましては、委員のメンバーでございますが、事務局でとりあえずたたき台を2ページ目につくっております、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、この7名の方をお願いしてはどうかと考えているところでございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、発言をお願いします。

どうぞ。

【委員】 こういうニセというのは、去年の偽装で相当ありますけれども、いわゆる故意犯というものと、うっかりしたというものが、中にはあるかもしれませんが、ほとんど故意犯なんでしょう。

そういう事業者に対して、今後は相当なペナルティーを与えるべきです。現在は、改修させるというだけかどうかわかりませんが…。取り消しという行政処分があるようだけれども、今いろんなところで議論されているのが、違法収益吐き出し法制という、違法に収益したものを吐き出させろという制度導入です。今度の小委員会で、方向性としては、悪いことをやった故意犯の者は、もうもうけさせないんだよと、結果的には消費者のほうが負担しているわけですから、そういった形でご検討いただければと思います。

【事務局】 その辺も含めて、小委員会のほうでご検討いただきたいと思います。

【委員】 設計者側から見ますと、これはブラックボックスの中で、そういったことが行われていると、私どもとしては、建築主に約束した性能の確保を果たせないわけですか

ら、大変重要に受けとめております。こういう事案が発生したとき、設計団体であるとか、建設の団体、そういったところに速やかに情報を開示するシステムの構築を、ぜひお願いしたいと思います。

【事務局】 基本的にはそういう方向できちんとやっていきたいと考えております。

【部会長】 ほかにございませんでしょうか。

今の〇〇委員のご指摘は非常に重要だと思うんですけども、建築基準法のような、こういう法律体系で、今のような形の不正利益、そういうようなことは法の体系としてなじむものなんでしょうか。

【委員】 私は法律家そのものではありませんので、一番最初に入ったのが、組織犯罪処罰法の中に入って、これは三菱会というところがマネーロンダリングなんかしてやっていたんですけども、アメリカなんかですと、かなりその部分は発達しているようです。他にも、父権訴訟みたいな形で、州の知事がかわってやるとか、いろんな面で優れております。別の視点で見ますと、いろんな業法の中に民事ルールの部分が入ってきているというのが、今の方向性だと思うんです。

ですから、建築基準法も実効性があるものになると、反射的利益論というような感じで、消費者が利益をこうむるというような形になる。その中で民事ルールとか、違法収益吐き出し法制とかがだんだん入れていって、そういう部分もきちんとするんだというのが、国の方向だと思います。だから、行政法の先生が今日はいらっしゃいませんので、明確に答えられませんけれども、そういう方向も考えていただきたいというのが、消費者の感覚といたしますか、期待です。

【部会長】 ええ、そうですね。今回すぐに対応できるかどうかは別として、視野に入れて、ご審議いただければと、そういう感じがいたします。よろしゅうございますか。

それでは、事務局、小委員会の設置は、分科会の承認事項なんですね。ということで、今の防耐火認定小委員会の設置をスタートさせてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、小委員会の先生方、ご検討をよろしく申し上げます。

では、事務局、今後の予定等について説明をお願いします。

【事務局】 それでは、この後、実は先ほどご了解いただきました防耐火認定小委員会につきましては、この会議終了後に引き続き第1回目を開催させていただきたいと思いま

すので、小委員会の委員の先生方につきましては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、次回の部会の日程につきましては、小委員会で議論をしていただき、逐次その内容がある程度まとまりました段階で、ご報告をして、ご審議いただきたいと思ひますので、開催日につきましては、その状況を見て、また調整をさせていただければと思ひます。

本日の議事につきましては、先ほど申し上げましたとおり、従来どおり事務局で議事録として取りまとめをした後、委員の先生方にご確認をお願ひしたいと思ひます。その後、インターネット等で公表するということにしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、本日は熱心なご審議をありがとうございました。また、お忙しい中、貴重なお時間を割いていただきまして大変ありがとうございます。

以上をもちまして、基本制度部会を終了させていただきます。

— 了 —